

規制シート(様式)

190197700960001

平成28年12月20日

規制の名称	船員の雇用の促進に関する特別措置法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和52年法律第96号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	海事局船員政策課 課長 高杉 典弘
規制目的	海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等により離職を余儀なくされる船員の数が増大していること等の状況にかんがみ、船員の雇用の促進に関し必要な措置を講ずることにより、船員の職業及び生活の安定に資することを目的とする。		
規制内容の概要	○船員の雇用の促進等を図るため、船員の職域の開拓、船員職業紹介、船員の知識又は技能の習得及び向上のための施設の設置及び運営並びに事業主その他の者の行う技能訓練の援助等を行おうとする者は、国土交通大臣の指定を受けることが必要。	関連する予算	船員雇用促進対策事業費補助金(平成28年度予算3,110万円(技能訓練費、外航基幹職員養成費))
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	離職船員が再び船員として就業できるよう、離職船員に対する技能訓練、船員職業紹介事業等船員の雇用の促進等を図る必要がある。そのためには、当該事業を行おうとする者が、的確に事業を遂行するに足る能力を有するものであるか等を事前に確認するとともに、事業報告や立入検査等を行うなど、国の一定の指揮監督の下に当該事業が行われる必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		